

## 2022年度「新製品開発助成事業」実施課題の募集要綱

令和3年5月28日  
(一社)日本船用工業会

2022年度「新製品開発助成事業」実施課題を以下の要領で募集いたします。  
本事業は、ポートルースの交付金による日本財団の助成金を受けて実施します。

### 記

#### 1. 募集対象者

実施課題の募集対象者(応募者)は、当会会員企業とします。

#### 2. 募集する実施課題

##### 2.1 募集対象

本募集で対象とする実施課題は、「今後の技術開発事業のあり方」(別紙2)1.に基づき、下記の(1)及び(2)に該当するもののみを対象とします。これに該当しないものは受付できませんのでご注意ください。

(1)「日本船用工業会 技術開発ロードマップ」(別紙3)に即した技術開発

(2) 以下のいずれかに該当するもの

IMO・ISO等の国際基準化を先取りすることが可能な製品開発

安全や環境に関する規制の動向を見据え、将来、国際基準や国際規格として採用が見込まれる製品開発であること

早期の製品化が可能な製品開発

国際基準・規格の動向を見据えて、競合他社に先駆けて市場に投入することが可能な製品開発

ユーザーニーズを踏まえた製品開発

従来よりもユーザーニーズを更に深掘りし、ユーザーに採用されることが確実な製品開発

船用工業事業者を含む海事関係機関との連携による共同開発やシステムパッケージ化に資する開発

関係する事業者が連携して取り組み、国際競争力強化や新規需要開拓が見込まれる製品開発

異分野の事業者との連携による製品開発

異分野の事業者と連携して、従来にない全く新しい発想に基づき新規需要開拓につながるが見込まれる製品開発

## 2.2 ユーザーニーズを踏まえた実施課題

2.1(2) のユーザーニーズに基づき、事務局において、船主造船所等のユーザー33社に対し技術開発に関する要望についてアンケート調査を実施し、その結果を技術開発のユーザーニーズ課題としてとりまとめたので、製品開発を検討する際のご参考にしてください(別紙4)。

なお、ご関心のある課題について、より詳細な内容については担当者までお問い合わせいただくとともに、ご要望があればアンケート調査を行ったユーザーとのマッチングを検討いたしますのでお知らせください。

## 3. 実施期間

実施期間は、令和4年4月1日から令和5年2月末日までとします。

なお、実施期間を1年以上とすることは可能ですが、最長3年間を限度とします。

## 4. 事業費及び助成額

日本財団からの助成額は、最大で事業費の8割となる予定です。実施者には、本事業で得られる成果の利用及び知的財産権を当会と共有する権利を得ることの対価として、事業費と助成額との差額を負担していただきます。

事業費は、開発に直接必要な費用のみとし、以下の費用は対象外とします。

- ・旅費等の間接費
- ・製造設備、試験設備等の施設費
- ・備品類、汎用品類等他にも使いまわしのできる備品・設備費

## 5. 応募方法

### 5.1 応募書類

様式に従い、事業計画書(新製品開発助成用)(別紙5)を作成し、応募期限内に事務局に提出してください。事業計画書には、図・表等で実施内容を説明した資料及び開発費の概算見積書を添付して下さい。

応募内容は、部外秘として取り扱います。

なお、様式(MS word)が必要な方は事務局担当者までご連絡ください。

### 5.2 応募期限

応募期限は、令和3年7月15日(木)までとし、当会事務局必着とします。

### 5.3 応募内容のヒアリング

応募を受け次第、応募内容についてヒアリングを順次行います。

ヒアリングの過程で、追加の説明資料の提出等をお願いする場合があります。

## 6. 課題の選考

応募課題は、学識者及びユーザー業界識者よりなる当会の技術開発評価委員会において評価を行います。同評価委員会による評価に当たっては、応募者より応募内容について説明を行っていただき、次の(1)～(5)の評価項目ごとに評価し、その合計点を当該応募課題の評価点とします。

同評価委員会の評価結果を踏まえて、当会の技術開発戦略検討委員会及び政策委員会において審査の上、10月に開催する予定の当会理事会において令和4年度新製品開発助成事業として日本財団へ申請する事業を決定します。

その後、日本財団による審査を経て、最終的に実施課題が決定されます。

### 【新製品開発助成事業の新規課題評価項目】

(1) 課題の妥当性	「日本船用工業会 技術開発ロードマップ」に即していること
	次のいずれかに該当していること ①IMO・ISO等の国際基準化を先取りすることが可能な製品開発 ②早期の製品化が可能な製品開発 ③ユーザーニーズを踏まえた製品開発 ④船用工業事業者を含む海事関係機関との連携による共同開発やシステムパッケージ化に資する開発 ⑤異分野の事業者との連携による製品開発
(2) 製品化の可能性	・ニーズのある開発であること ・事前調査等で製品化の見通しが立っていること
(3) 独創性・先進性	独創性や先進性のある開発であること
(4) 実施体制の妥当性	・事業の実施能力があること ・船主、造船所等のユーザーとの共同、大学、研究所等との連携、同業種/異業種間の連携
(5) 内容の妥当性	目標の設定、実施方法が適切であること

## 7. 契約

応募課題が日本財団の助成事業として決定された場合は、当会と応募者との間で技術開発委託契約を締結し、事業を実施していただきます。

本事業で得られた成果等を対外的に公表（HPも含む）する場合は、日本財団の助成事業で得た成果であることを明記すると共に、日本財団の助成表示ロゴマークを明示していただきます（製品化した場合の製品パンフレット等も対象になります）。

## 8 . 中間及び事後評価

事業の実施内容について、技術開発評価委員会による中間評価（複数年にまたがる事業のみ）と事後評価を実施します。

## 9 . 事業成果

### 9 . 1 事業の報告

事業の実施期間中、3か月ごとに進捗状況を報告していただきます。

事業が終了次第、完了報告書及び決算報告書を提出していただきます。事業が複数年に渡る場合は、年度毎に年次報告書及び決算報告書を提出していただきます。

事業が完了(複数年の継続事業の場合は最終年度が終了)した後、5年間は、毎年の製品化に向けた活動状況について報告していただくとともに、製品化に至った場合にはその旨及び売上額の報告をしていただきます。

### 9 . 2 事業成果の取扱い

事業が完了(複数年事業の場合は最終年度が終了)した後、当会が開催する成果発表会等において、開発成果の概要（知的財産等の秘密事項を除く。）について発表していただきます。

また、当会会報「舶」に成果報告に関する記事を掲載しますので、原稿を作成していただきます。

本事業で得た特許等の知的財産権に関しては当会と応募者との共有とし、互いの承諾なしには第三者に譲渡又は使用させないものとします。

## 10 . 監査

事業終了後、7 . の委託契約に基づいて、監査を実施します。

## 11 . お問い合わせ先

具体的な手続き等については、以下の担当者にお問い合わせください。

〒105 - 0001 東京都港区虎ノ門1 - 13 - 3（虎ノ門東洋共同ビル5階）

一般社団法人 日本船用工業会 技術部

TEL 03 - 3502 - 2041 FAX 03 - 3591 - 2206

担当者 文屋(ぶんや) E-mail:bunya@jsmea.or.jp

担当者 三田村 E-mail:mitamura@jsmea.or.jp

以上